

セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループの運営について
(案)

平成28年x月xx日
〔セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループ主査決定〕

「セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループの設置について」(平成27年12月14日普及啓発・人材育成専門調査会会長決定)第8項に基づき、セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループ(以下「WG」という。)の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

WG会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、WG主査が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 配布資料の公開について

WG会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、WG主査が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上